

ストップ！過労死全国ニュース

第14号 2023年7月15日発行



発行：過労死等防止対策推進全国センター HP：<https://www.stopkaroshi.net/>

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

【巻頭挨拶】ある女性過労死労災認定が提起する課題

過労死防止等対策推進全国センター 代表幹事
過労死弁護団全国連絡会議 代表幹事 川人 博

2023年3月、八王子労基署は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団で働く女性がくも膜下出血で2019年に死亡した事案につき、過重労働が原因であるとして、労災と認定した。被災者女性は、同事業団の集会において発言中に倒れ、救急車で搬送されるも重篤な発症のため命を失った。この事件の業務上認定と労災保険給付は、2つの意味で注目され、解決すべき課題を提起している。

第一に、本件過労死は、株式会社ではなく、労働者協同組合の職場で発生した事案であること。労働者協同組合は、働く者が出資して事業・経営を主体的に担い、生活と地域に必要とされる仕事を協同でおこなうことを理念としている。超党派議員立法（労働者協同組合法）が2020年12月成立し、2022年10月1日施行となり、法人格取得が可能となった。

こうした法制定が行われる中で、今回の労災認定が出たことを、当該事業主ならびに関係者は、重大な問題として受け止める必要がある。働く人が主人公という、崇高な理念を掲げたとしても、過労死に至る過重労働が存在した事実を直視し、速やかに改善しなければならない。特に、本件の職場では、実労働時間の把握が全くなされておらず、健康診断も数年間にわたり実施されていなかったなど、基本的な勤務条件と健康管理の管理がなされていなかった。また、過労死の発生は、資本主義経済システムが原因であるとし、これに代わる社会経済システムとして労働者協同組合を推奨している若い研究者がいるが、もっとしっかりと労働現場から学び、研究分析のうえ発言をしていただきたい。

第二に、被災者が女性であり、婚姻関係にある夫が本来労災遺族年金を受給すべきところ、現行法令に基づき、夫には受給権がないと判断された。現行法令では、婚姻関係にある男性が業務上死亡した場合には、妻が労災遺族年金を受給できるにもかかわらず、妻が死亡した場合には、夫が高齢や障害を有する等の特殊な条件がない限りは、年金の受給権者から排除される。したがって、本件では、子が18歳になるまでの間に限り、その期間分のみ、子に年金が支給されたが、18歳に達している現段階では、夫にも子にも年金が支給されていない。したがって、子が大学生になり



教育費が必要となっても、そのときには遺族には遺族年金が支給されないのである。

このような現行法令は、憲法 14 条 1 項の平等規定に違反し、違憲である。被災者が男性の場合には、妻に対し生涯労災遺族補償年金が支給されるにもかかわらず、被災者が女性の場合には、原則として夫に対して同年金が発給されないというのは、男性が家計収入を稼ぐ存在であり、女性は「専業主婦」か収入の少ないパート勤務の存在に過ぎないとの認識・評価のうえに立って定められた法制度である。「男は仕事、女は家庭」という古い性別役割分担思想に基づき、女性が男性と同様に働くことを想定していないのである。かかる制度は、男女共同参画社会の理念に全く反するものであるが、民間のみならず、公務員の公務災害補償においても同様の制度が未だに維持されている。

地方公務員のこのような労災年金受給制度が憲法に違反するとして、妻を公務災害で亡くした夫が違憲訴訟を提起した。2013 年 11 月 25 日付大阪地裁判決は、原告の訴えを認め、夫の受給権を否定する制度を憲法 14 条 1 項（法の下での平等）違反とした。しかるに、2015 年 6 月 19 日付大阪高裁判決は、原判決を取り消し、現行制度を合憲とした。そして、2017 年 3 月 21 日付最高裁第三小法廷判決も、高裁判決を維持した。最高裁判決理由によれば、「地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災害補償法 32 条 1 項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない。」（下線川人）と判示した。これが「憲法の番人」の言うことであろうか。この最高裁判決は、性別役割分担、男女差別の思想を是認するものであり、かつ、働く女性の人権を侵害するものと言わざるを得ない。

現行労災補償制度を速やかに改正するように、立法府、行政府に強く声を上げていくことが求められている。そして、旧態依然たる男女差別を合憲とする最高裁に対し、新たな違憲訴訟を提起することによって判例変更を迫っていくことが必要である。

目次

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・・・・・・・・4
厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 古館 哲生
- ・ 全国過労死を考える家族の会・活動報告 最高裁では絶対に勝つ！これしかない！・・・・・・・・・・5
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子
- ・ 東京過労死を考える家族の会からの報告・・・・・・・・・・6
東京過労死を考える家族の会 代表世話人 渡辺 しのぶ
- ・ 山陰過労死等を考える家族の会からの報告・・・・・・・・・・6
山陰過労死等を考える家族の会 代表 高木 栄子
- ・ 過労死弁護団全国連絡会議の活動報告・・・・・・・・・・7
過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成
- ・ 精神障害の労災認定基準の改定・・・・・・・・・・8
過労死弁護団全国連絡会議 事務局次長 岩井 羊一
- ・ 労災のメリット制と使用者の労災への異議申し立て・・・・・・・・・・9
弁護士（神奈川） 山岡 遥平
- ・ 労働時間の過少認定の動き・・・・・・・・・・10
弁護士（神奈川） 笠置 裕亮

- ・ 本年 9 月に全国大会を東京で開催します—過労死防止学会からの報告— 11
過労死防止学会 代表幹事 黒田 兼一

- 特集 1 各地の過労死防止啓発シンポジウム 13
 - ・ 【①秋田】秋田会場の報告 13
弁護士 (秋田) 三浦 広久
 - ・ 【②岩手】岩手会場の報告 13
働く者の生命・健康を守る会 澤田 新一
 - ・ 【③栃木】栃木会場の報告 14
弁護士 (栃木) 石田 弘太郎
 - ・ 【④愛知】過労死等防止対策推進シンポジウム 愛知会場の報告 15
弁護士 (愛知) 岩井 羊一
 - ・ 【⑤兵庫】兵庫会場のご報告 16
弁護士 (兵庫) 中澤 孟也
 - ・ 【⑥奈良】奈良会場の報告 17
奈良県労働組合連合会 議長 松本 俊一
 - ・ 【⑦和歌山】和歌山会場の報告 18
働くもののいのちと健康を守る和歌山県センター 事務局長 藪野 寛
 - ・ 【⑧徳島】徳島のシンポジウムについて 18
弁護士 (徳島) 堀金 博
 - ・ 【⑨福岡】福岡・2022 年度過労死等防止対策推進シンポ報告 19
弁護士 (福岡) 八木 大和
 - ・ 【⑩宮崎】宮崎会場報告 21
東九州過労死を考える家族の会 宮崎事務局 西田 隆二

- 特集 2 広がる過労死防止啓発授業 23
 - ・ 【①北海道】過労死防止啓発授業のご報告 23
北海道過労死を考える家族の会 奈良 顕子
 - ・ 【②北海道】「働くこと」を考える。～北海道における過労死防止啓発授業～ 24
弁護士 (北海道) 増川 拓
 - ・ 【③東京】過労死防止啓発授業のご報告 25
弁護士 (東京) 原島 有史
 - ・ 【④静岡】過労死防止啓発授業に際して何を就労前の学生たちに伝えることが大切なのか 25
静岡過労死家族の会 尾崎 正典
 - ・ 【⑤愛知】県立刈谷東高校での授業 26
弁護士 (愛知) 加計 奈美
 - ・ 【⑥大阪】過労死防止啓発授業の講師を務めましょう 27
大阪過労死を考える家族の会 田村 和男
 - ・ 【⑦大阪】啓発授業の報告 27
大阪過労死を考える家族の会 原田 広美

- 編集後記 28

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 古館 哲生



古館課長

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないという御遺族の方々からの強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から8年半が経過しました。

現在、8回目の作成となる「令和5年版過労死等防止対策白書」の準備を進めています。労働・社会分野の調査分析では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で定める重点業種等の1つであるメディア業界や、重点業種等に準じて対象とした芸術・芸能従事者（実演家）に対する調査結果等を掲載する予定としています。また、白書には、例年、皆様方の取組事例などをコラム形式で紹介しておりますが、今年も、コラムへの御寄稿に御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、白書の作成に向け、鋭意準備を進めてまいります。閣議決定ののちには、改めて御報告いたします。

このほか、厚生労働省では、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」として、皆様方の御協力をいただきながら、中学、高等学校等への講師派遣を行っているほか、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、全国47都道府県48会場とインターネット会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を本年も開催予定です。これらの事業も、過労死等を防止することの重要性

について国民の関心や理解を深める重要な機会と考えております。

加えて、7月には、「全国過労死を考える家族の会」の皆様への御参画、御協力のもと、「過労死遺児交流会」の開催を予定しております。お子様向けの体験イベントのほか、保護者向けのグループトークや相談会を通じて交流していただくこととしております。

また、昨年度から実施している遺児等オンライン相談室を今年度も開設いたします。この相談室御利用いただくことで、子育てで悩む保護者の皆様やお子様たちが抱えた悩みや不安が少しでも和らぎ、お子様の健全な成長の一助となることを願っています。

結びといたしまして、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々の御発展を祈念申し上げるとともに、今後も皆様との連携を密にしながら、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことにお約束申し上げ、私の挨拶といたします。



全国過労死を考える家族の会・活動報告

最高裁では絶対に勝つ! これしかない!

全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子

1 「過労死等防止について考える議員連盟役員会」開催
前号・13号ニュースにて報告しましたが、2022年11月29日、東京高裁が、労災保険の支給決定に対し事業主による異議申立の「適格」を認める不当判決を下しました。国側（厚生労働省）と補助参加の被災職員側は、最高裁へ上告及び上告受理申立てを行いました。

労災保険救済制度の対象になる過労死等の被災遺家族にとって大変深刻な問題であり、過労死等防止対策の観点からも弊害があるとして、私たちが「過労死等防止について考える議員連盟」へ要請したところ、2023年3月28日議員会館にて「議員連盟役員会」が開催されました。参加者は、議連会長・田村憲久議員（前厚労大臣）、事務局長・谷合正明議員ほか役員6名、代理参加秘書など。厚生労働省から鈴木労働基準局長、古舘労働基準局総務課長はじめ労災課長など各担当者。訴訟の補助参加している被災職員弁護団を含む過労死弁護団（4名）、全国家族の会（3名）、過労死防止学会・黒田会長、いのちと健康を守る全国センター秋山事務局長など（2名）が参加しました。

2 最高裁では絶対に勝つ! これしかない!

冒頭に、議連会長から、“東京高裁で争う資格があるという判決が出た。大変困った状況になる。厚労省に知恵を絞って争ってほしい。”という趣旨のお話がありました。議題は、①「労災支給決定に関する事業主不服への対応について」とされ、厚生労働省・平嶋労災管理課長から、東京高裁判決の概要と2022年12月の労災保険部会・検討会報告書の内容を踏まえ、令和5年1月31日付け通達「メリット制の対象となる特定事業主の労働保険料に関する訴訟における今後の対応について」の報告があり、「裁判で労災保険給付の非該当が認められたとしても、労災支給決定を取消すことはしない。」との説明がありました。

次に、被災職員の弁護団・山岡弁護士が、被災者代理人の立場から本件の概要と当該訴訟の問題点を指摘さ

れ、「この裁判は絶対に国が勝たねばならないものである」と強調されました。また、同弁護団の嶋崎弁護士からは、A財団の被災職員2名は、職場復帰に向けた治療に専念できず、労災支給が取消されるかもしれない恐怖と強い不安に襲われ、寝たきり状態の二次被害を受けている、さらにA財団は被災者の解雇と損害賠償請求する対応に出ている、との酷い報告がありました。過労死弁護団の松丸弁護士、玉木弁護士からも企業責任とメリット制について意見があり、議論が白熱しました。寺西からは、東京高裁判決が労災保険制度を揺るがし、過労死等防止対策への弊害を起こすという趣旨の意見書を提出し、最高裁勝訴を強く訴えました。

ヒアリングにてこれらの意見を受け止めた田村議連会長は「最高裁では絶対に勝つ! これしかない!」と宣言され、一致団結しました。

3 全国過労死を考える家族の会の取組、「最高裁要請」のお願い

上記のように、国と共に闘っている弁護団の要請で「労災遺家族の声」を最高裁へ届ける「上申書」を作成し提出することにしました。なんととても、東京高裁不当判決を覆さなければなりません。各地の代表から会員へ周知されますのでご協力をお願いします。絶対に勝つ! ために、ともに頑張りましょう!

東京過労死を考える家族の会からの報告

東京過労死を考える家族の会 代表世話人 渡辺 しのぶ

東京家族会は、大切な人を過重労働やハラスメントで亡くした遺族や、被災した当事者の会員のために、労災申請・認定に向けての情報提供や裁判傍聴等の支援を行っています。最近では、長時間労働の証拠が揃えば、労災認定される事案もありますが、その反面、苦勞して集めた証拠が認められず、裁判で争っている事案もあります。たとえば、ITエンジニアが顧客先において一人で長時間労働を行っていた事案では、その時間に本当に仕事をしていただろうか証明する客観的な証拠がない、として長時間労働が認められず、行政裁判に至っています。また、入社してわずか2年でハラスメントにより命を失った事案では、仕事に不慣れな新人に、責任のある業務を任せ、支援体制も不十分な中で追い詰められた当事者をメンタル不調として休職させ、復職させた挙句に退職を迫るといったことがありました。周囲に相談したり考えたりする時間も与えずに、“本人のため”という名目で辞表を書かされた当事者は亡くなりました。若年層のメンタルヘルスへの理解や支援があれば、と悔やまれます。脳・心臓疾患の認定基準が改定され、認定されやすくなった事案もありますが、働き方改革の残業時間の上限規制等の影響で認定されにくくなってしまった

事案もあります。家族の会では、会員に寄り添い、支援しながら認定基準の問題点も訴えていきたいと思っています。

また、他地域の過労死を考える家族の会の会員が、最高裁に上告した折には、東京家族会の会員が最高裁要請行動の支援にかけつけ、同じ苦しみを抱えた方の応援をしています。

他にも、他地域の会員が、霞が関の厚労省に、「控訴するな」「上告するな」等の要請行動を行う時、依頼があれば、同じ過労死を経験したのものとして、一緒に被災者の苦しみや労災認定に向けての手の難しさを述べ、認定されるべき事案を公正に判断して欲しい、と訴えています。最高裁や厚労省本省に地理的に近い東京家族会は、全国家族会の一員として、他地域の会員の応援・支援にも協力しております。

また、11月の過労死防止月間に行われるシンポジウムは、東京では中央会場と東京会場があります。中央会場は例年同じ場所で行われる規模の大きいものですが、東京会場では、東京の様々な地域で、色々な人に過労死問題を訴え、遺族の体験談を聞いてもらい、過労死をなくす活動に協力しております。

山陰過労死等を考える家族の会からの報告

山陰過労死等を考える家族の会 代表 高木 栄子

2023年5月9日、松江市の連合島根会議室で、2023年度山陰過労死等を考える家族の会総会を開催いたしました。今回から会員が2名増えました。2022年に開催した過労死等防止対策推進シンポジウム（江津会場）に参加された方から、「寺西栄子全国過労死を考える家族の会代表の基調講演を聞き、私の方向性が決まりました。このような労働問題をテーマとした活動をしたかったのです。」と入会希望の表明があったのです。新会員は、労働法論文翻訳者と江津市議会議員です。

総会では、2022年まで私の高木裁判の全面支援行動

に徹していただき、完全勝利となったことを踏まえ、今年度から新たな独自の取り組みをしましょう！と提起し、鳥取・島根両県の現状課題(案)を提案いたしました。

1. 長時間労働問題をテーマ
2. 教職員の働き過ぎ問題
3. 長距離運転ドライバーの働き過ぎ問題
4. 医者働き過ぎ問題

に本腰を入れることを確認し、現状を認識するために、鳥取島根両県の労働局・連合島根・日教組・高教組・トラック協会等々と協議を実施することとしました。

また、今年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、2023年11月21日(火)に松江市くにびきメッセで、

鳥取会場は2023年11月22日(水)に鳥取市とりぎん文化会館で開催することが決定いたしました。

過労死弁護団全国連絡会議の活動報告

過労死弁護団全国連絡会議 幹事長 玉木 一成

1 脳・心臓疾患の労災認定基準の改定後の状況

2021年9月14日、脳・心臓疾患の労災認定基準が20年ぶりに改定された(基発0914第1号)。改定された新認定基準は、過労死弁護団が被害者救済や労働条件の改善ために提言した多くの点が改善されないものになった。過労死ラインといわれる、業務と疾患発症との関連性が強いと認める時間外労働時間数については、発症直前1か月は100時間、2ないし6か月間の1か月あたりの80時間と改定されなかった。

一方、新認定基準は、過労死ラインに近い時間外労働が認められる場合には、特に他の負荷要因の状況に十分考慮し、一定の労働時間以外の負荷が認められるときに、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断することを明記した点など評価できる点もある。

厚生労働省は、2023年6月30日に令和4年度「過労死等の労災補償状況」を公表した。これによると、脳・心臓疾患の労災請求件数は803件と前年度比50件の増加で、支給決定件数は194件で前年度比22件増加している。しかし、支給決定件数が増加したことを新認定基準の効果と評価できない。支給決定件数は令和2年度の件数に戻っただけであり、令和元年度(216件)、平成30年度(238件)の水準には戻っていない。

時間外労働時間数が60-80時間での支給決定件数が前年度29件から49件と増加し、新認定基準が労働時間以外の負荷要因を評価するとしたことの影響が現れている。一方で、80-100時間での認定件数が14件も減少しており、後述するとおり労働時間を過少に認定する傾向により、脳・心臓疾患の労災補償の拡大にはなっていないと言わざるを得ない。

2 労働時間の過少認定に対する闘い

厚生労働省が労働時間の過少認定を行なう動きが明確となっている。各労基署等に対し、労働時間を客観的に認定するとの名目で、事業場外での労働について労働時

間と認めないという手法やその他の労働時間認定の厳格化によって労働時間の過少認定が行なわれている。

前述したとおり、令和4年度の脳・心臓疾患の労災認定のうち、時間外労働時間数が60-80時間の区分で認定が増えているのに、80-100時間の区分での認定が減っていることは、本来、認定される労働時間数を減らしていることが疑われるし、実際に労災申請を担当する弁護団員からは、不当で過少な労働時間数の事例が数多く報告されている。

過労死弁護団では、厚生労働省が2021年3月30日に発出した通達「労働時間に係る質疑応答・参考事例集の活用について」を「労働時間通達に関する検討グループ」が2年間近く検討し、2023年5月24日に、数多くの裁判例などを分析し、厚生労働省の参考事例集が偏った裁判例を引用していることを指摘して、全面的な反論を内容とする意見書を完成させ、厚生労働省に提出した。

今後は、この意見書を有効かつ機動的に利用して、労働時間の不当な過少認定をさせない運動を強めている。

3 メリット制に関する東京高裁不当判決に対する闘い

(1) 厚生労働省において、「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」が開催され、2022年12月13日に報告書が発表された。そのなかで、労災保険給付支給決定に関して、事業主には不服申立適格等を認めるべきでないなどの報告がされている。

(2) ところが、2022年11月29日、東京高等裁判所が、労災保険支給決定に対する事業主による取消訴訟の原告適格を認めず、訴えを却下した東京地裁判決を破棄し、事業主による原告適格があることを前提として、地裁に実体審理を行うために差し戻す判決を出した。

(3) 上記判決に上告受理申立てをしたが、過労死弁護団としては、前記東京高裁判決を絶対に容認することはできない。

- ①過労死等の労災認定に対し、使用者側が不服申立てをすることを認めることで、被災者・遺族の救済が不安定となり、職場環境の改善も進まない危険性が高い。
- ②労働基準監督署が、労災認定を出しても、その後に使用者から不服申立てが行なわれることを恐れて、労災認定をすることについて、消極的になる萎縮効果を生じる。
- ③現状でも、労災申請手続において、調査に必要な資料を提出せず、隠蔽する事業主が相当数いるが、非協力的な事業主の対応が増加する危険性がある。
- ④事業主からの不服申立てが行なわれることにより、補償・賠償の早期解決が困難となるおそれが高い。

最高裁判所において、この不当判決が破棄されるように一層徹底した訴訟活動を行なうとともに、現実の労働者の不利益を防ぐため、迅速かつ十分な議論の上、制度を整備することが必要である。将来的には、メリット制の見直しも含めた抜本的な議論を開始するように要請していきたい。

4 精神障害の労災認定基準の改定に対する活動

厚生労働省は、精神障害の労災認定基準についても、専門検討会を設置して、検討してきたところであるが、専門検討会の報告書案が提示されるなど、近日中には、認定基準の改定が行なわれる見通しである。

過労死弁護団は、精神疾患の労災認定基準についても、被害者の救済の大幅な拡充と労働環境の改善に資する改正を実現するように努めたい。

5 過労死弁護団の運営等

本年も4月1日の拡大幹事会を、Zoom併用で91名の参加者で実施した。

6月17日には、34都道府県の窓口で全国統一の過労死110番を実施し、2022年より30件増となる225件の相談を受けることができた。

9月29日、30日には、京都にて、過労死弁護団の第65回総会のZoom併用の開催を予定しており、多数の会員の参加で、過労死被害の救済と根絶に向けた活動を充実させていきたい。

精神障害の労災認定基準の改定

過労死弁護団全国連絡会議 事務局次長 岩井 羊一

現在、厚生労働省で精神障害の労災認定基準の改定のための専門検討会が開催されています。すでに専門検討会の報告書案がアップされており、2023年6月20日の検討会をもって終結し、まもなく報告書が発表されると思います。これに基づき認定基準も改定される見通しです。

従前の認定基準では、すでに精神障害を発病している人が、精神障害を悪化して自殺した場合には、悪化の前に特別な出来事といわれる極端に強い心理的負荷がないかぎり、労災と認められませんでした。この問題について、これに反する裁判例がいくつかあったこともあり、専門検討会でも新たに「強」の心理的負荷によって悪化した場合にも一定の場合には労災と認められるように改訂がなされそうです。これにより、発病時期の問題は、「若干」解消されると思われます。「若干」と書いたのは、単に悪化前の6か月の間に「強」の心理的負荷があれば業務起因性が認められるのではなく、その心理的負荷との時間的な関係等も考慮されるからです。今後の認定基

準の運用を見ていく必要があります。

精神障害の具体的な出来事の表が、最近のストレスについての研究や、裁判例によって改変されます。パワーハラスメントについては、パワーハラスメントの6類型が心理的負荷を強とする例の中に明記されます。パワーハラスメントは「執拗」に行われたものでなければ心理的負荷が「強」とならず、労災とはされませんでした。この執拗の意味は、一般的な執拗とは異なり、1回でも執拗の場合があると解説されてきました。専門検討会は、『執拗』と評価される事案について、一般的にはある行動が何度も繰り返されている状況にある場合が多いが、たとえ一度の言動であっても、これが比較的長時間に及ぶものであって、行為態様も強烈で悪質性を有する等の状況がみられるときにも「執拗」と評価すべき場合があることを想定している旨明確に記載されました。

その他、いわゆるカスタマーハラスメントといわれる顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為も、パワーハラスメントと同様に心理的

負荷として評価することになります。

2011 年 12 月に現在の認定基準が発出され、それから 12 年がたちました。今回の専門検討会で紹介された「国敗訴」の行政訴訟の判決は、2011 年から 2021 年の判決までで 50 件ありました。全国の当事者の方、代理人弁護士活動でこれらの裁判例が作られ、認定基準の改定につなげられました。多くの方の苦労によって、労働者のいのちと健康が少しずつ守られるようになってい

だと実感するところです。

最近、2022 年度の請求件数、認定件数などが厚生労働省から発表されています。現在の請求人数、認定件数からも少なくなっているとはいえません。新しい認定基準によりさらに認定件数は増えるものと考えられ得られます。新しい認定基準をもとに、救済されなければならない人に適切な労災補償が得られるように今後も活動をしていきたいと思ひます。

労災のメリット制と使用者の労災への異議申し立て

弁護士（神奈川） 山岡 遥平

1 今、使用者による労災支給決定への異議申し立てが大問題になっている。2022 年 11 月 29 日、東京高等裁判所が、メリット制によって労災保険料が上がったと主張する使用者（会社）は、労災支給決定を裁判所で争える、という判決を下したからだ。

この訴訟は、被災者が 2015 年 4 月に休業を開始した原因となった精神疾患について、労基署への労災申請、審査請求、再審査請求を経てようやく労災認定を得ることができたのだが、これを使用者が取消訴訟によって争っている。つまり、「労災支給決定は誤りだから取り消すように」と求めているものだ。この訴訟で使用者が勝ち、取消しが認められると、被災労働者はこれまでもらってきた休業補償給付や治療費をもらう理由がなくなる、ということになり、国から返還を求められる可能性が出てくる。

仮に使用者が勝てなかったとしても、今後、取消訴訟が可能になるだけで、使用者は労災による判断を尊重しなくなって過労死問題・過重労働による問題の解決が遠のくことになるだろうし、争われることによって被災者・遺族は精神的な負担を受け、さらに、返還しなければならぬ可能性があるとなると安心して療養したり、生活したりできなくなる。まさに生活の破壊が起きる。

こうした事情にもきちんと目を配り、東京地方裁判所は使用者の訴えを却下、つまり、使用者はこのよう訴えを起すこともできない、としたのだが、東京高裁は争う道を開いてしまった。現在、最高裁で係争中だ。

2 この裁判所の動きと前後して、厚生労働省も対策を行った。その結果、労災保険料を争う際に、支給決定が

違法であるとの主張を使用者に許し、仮に支給決定が違法となっても、支給決定そのものは取消さない、という通達を発出した。

こうした議論が生じる背景には、メリット制による保険料の増減がある。メリット制は、労働保険料徴収法 12 条 3 項に定められているもので、大まかにいえば、一定以上（原則 100 人）の労働者を雇っている等の要件を満たす事業場については、過去 3 年分に支払った労災保険料と、支給された労災保険金額の割合の多寡によって、保険料がマイナス 40% からプラス 40% まで変動する仕組みだ。

この制度は、その性質上、比較的大きな会社に適用され、適用を受けていない使用者が圧倒的に多数だ。また、適用を受ける使用者も、その多くがメリット制によって保険料の減額の恩恵を受け、平均マイナス 18.5% の割引を受けているという。

この制度の趣旨は、保険料負担の公平性と、労災防止努力の促進であるという。

しかし、前者について、小さな事業場であれば、何年無事故を続けたとしても割引を受けられない、という点で果たして本当に公平か、という問題がある。後者についても、メリット制によって労災隠しがかえって生じてしまうのではないか、という疑念がある上、特に過労死のような、疲労の蓄積等によって生じる労災について、果たしてどこまで効果があるのか確たるデータがない。

そもそも、労災保険は、保険制度を作ることで、使用者が経済的問題から災害補償を行えない事態を回避するとともに、使用者と労働者が直接的な対立をしない制度

にすることで、簡易・迅速かつ確実に災害補償を受けられるようにするための制度だ。ここに、メリット制を導入することによって業務起因性を争わせるきっかけを作っていたさらに再び労働者と使用者が事実上の対立関係に立つことを認めることになるのは、本当に労災保険の趣旨にかなっているのだろうか。

私自身は、労災保険法の趣旨・目的等に照らせば、労働者と使用者が対峙するような事態を労災保険法は予定していないし、それゆえに（保険料を争うのではなく）労災保険の支給決定を使用者が直接争うことはおよそ予定されていないため、メリット制があったとしても、労災保険支給決定を直接争うことはできないと考えている。しかし、現に高裁判決が出たことによって、現状、動揺が生じている。

しかも、前記の通達によって扱いかわっても、使用者として事実上行政手続で労災支給決定の適法性を争う

道が開かれていることで、労災を是認しない、という態度がとりやすくなったことは変わらないだろう。

このような流れを止めなければ、過重労働による被害者を減少させよう、というこれまでの取り組みを停滞させる材料になりかねない。

3 メリット制の効果の有無・程度、そして、それは労災を受給している被災者を危険にさらしてまで維持する必要がどこまであるのかは問われなければならないだろう。

現に、様々な理由からメリット制の対象外となっている疾患等も存在する。

こうした制度も参考にしながら、被災者や遺族が労災決定を争われることの不安、恐怖や、労災支給決定を尊重して再発防止に取り組むことの意義を、改めて私たちは行政・裁判所に訴えていかなければならないだろう。

労働時間の過少認定の動き

弁護士（神奈川） 笠置 裕亮

労災認定基準の改訂が進んでいます。パワハラ防止法の改正に合わせ、2020年6月に精神障害の労災認定基準にパワハラの項目が加わりました。2021年9月には、脳心臓疾患の認定基準が約20年ぶりに改訂され、月80時間の時間外労働がない事案でも、その他のストレス要因等を考慮することで救済されることとなりました。そして2023年夏～秋には、最新の医学的知見に基づき、精神障害の労災認定基準が大幅に改訂されることとなり、さらに救済の幅が広がることになっています。

認定基準が緩和され、救済のハードルが下げられる一方、労働時間の認定をめぐる、厚労省では厳格化する運用が進められています。例えば、これまでは被災者が使用していたPCのログさえあれば、ログのとおり労働時間を認定してもらえていたものが、現在では労基署がログを使用者側に開示し、使用者がログによる労働時間を否認してしまうと、ログを証拠として用いてもらえないことがあるという不当な運用がなされています。言うまでもなく、過労死として認めてもらうための最大のポイントはどれだけの労働時間を認めてもらえるのかにかかっています。この点が過少に認定されるようなことに

なれば、せっかく認定基準のハードルが下がったにもかかわらず、救済されるべき事案が救済されないということになりかねません。

労働時間に関する厚労省の見解がまとめられたのが、2021年3月に出された「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」（参考事例集）です。参考事例集では、労働時間の認定にあたり、使用者側の認識を考慮すべきことが強調されていますが、自社から過労死が出たことを正面から認めてくれるような使用者は果たしてどれだけ存在するのでしょうか。労働時間の認定は、使用者の考え次第ということではなく、ログやタイムカード等の客観的な記録が最大限重視されなければならないはずで

参考事例集については、過労死弁護団内で約2年間を費やして問題点を整理・分析し、2023年5月24日に厚労省に対して弁護団意見書を提出しました。

意見書で指摘をした主要な問題点は、次の通りです。

まず、労災認定における労働時間を労働基準法上の労働時間と同義としてしまっている点です。労災認定における労働時間は、被災労働者の業務における過重性など

の負荷がどの程度であったという観点から判断されます。そのため、残業代の請求等において使われる労基法上の労働時間とは異なる概念となるはずで、これまでの裁判例でも、厳密には労基法上の労働時間とは言い難い移動時間や持ち帰り残業の時間であっても、労災認定で労働時間として算入されている事例が数多く存在します。

二点目は、労災認定における労働時間該当性の要件と、労働時間該当性を判断するために必要となる事実・証拠を区別することなく、混同して論じており、不正確である点です。例えば、参考事例集には調査すべき事項として「被災労働者に対する使用者の具体的指示や命令の状況、使用者の認識（業務量等により時間外労働をすることを余儀なくされていたか否か等）」と何らの解説もなく併記されています。しかし、労働時間に該当するか否か、すなわち、使用者から労働をすることを義務付けられ、又はこれを余儀なくされたといえるか否かは、客観的な証拠に基づき事実を認定することにより判断されなければならないはずで、そのため、そもそも使用者の認識は労働時間該当性の要件とはなりません。また、「業務量等」や「時間外労働をすることを余儀な

くされていたか否か等」というのは使用者の認識と同義ではありません。

三点目は、参考事例集が引用する事例には偏りがあり、使用者側の認識（例：早出を命じたか否かに関する認識等）を重視した事例を挙げる一方で、大庄事件といった労働時間該当性を肯定している重要な裁判例を挙げておらず、この点でも不適切です。

参考事例集が労災認定の現場に及ぼしている悪影響は深刻です。速やかな改訂が求められます。



5月24日 松丸代表幹事が厚労省に意見書を提出

本年9月に全国大会を東京で開催します

—過労死防止学会からの報告—

過労死防止学会 代表幹事 黒田 兼一

過労死等防止対策推進法が制定されたのは2014年です。今年で9年になります。10年一昔といわれますが、過労死等が減少したのかを問えば、残念ながら、減少ではなく、むしろ増加傾向にあります。法律が出来て、様々なところで多様な取り組みがなされ、過労死防止への意識向上は高まっているとは思いますが、遺憾ながらそれが成果に結びついていないわけです。どこに原因があるのか考えなければなりません。昨今は精神障害に関わるもの、若年層、そして公務員で増加していることなど、これまでとは様相を異にした傾向もみられます。またそれぞれの業界に特有な商慣行や業務慣行が長時間労働を惹起していることも見逃すわけにはいきません。全体を見渡しながらか、惰性に流れることなく足元を

しっかりと見直す必要があります。

ところで、この3年半のコロナ・パンデミックは、「平時」にはあまり気に止めてこなかったこと、必ずしも見えていなかったこと、これらを誰の目にも見える形で示されることになりました。昨年の大会はこの点を意識して、女性労働、フリーランス、保健師や医師など多方面からの報告を受け、共通した課題があるものの、以前から抱えていたそれぞれの領域に特有な困難がコロナによって一気に顕在化したことが明らかにされました。過労死防止に向けた課題を明らかにするためには、それぞれの産業や分野と領域に特有な特徴や慣行があり、それが長時間過密労働やハラスメントにどのように関連しているのか、どのような対策が求められているのか、こ

れらを深掘りしていくことが必要であることが明らかになりました。

そこで、第9回大会では、公務公共の分野、地方自治体の職員に焦点をあてて、長時間・過重労働、ハラスメント等の実態と課題を考えることにします。

自治体職員の多くは公務公共の担い手としてその仕事に使命感とやり甲斐をもって働いています。だからこそ、コロナ禍であっても、いやコロナ禍だからこそ、長時間労働をも厭わず身を粉にして働いてきました。その一方で、働き過ぎを是正するために「働き方改革」として、時間外労働の上限が設けられました（労基法第36条の改訂、2019年4月施行）。地方公務員もこれに準じた規制を受けるようになったのですが、このコロナ禍ではその上限を超えた異常・異様な長時間労働が報告されています。また、総務省は、コロナ禍の最中にスタートした非正規職員の新しい制度＝「会計年度任用職員制度」を活用することを推奨したのですが、その処遇を巡っても多々問題が指摘されています。公務・公共に相応しいとはいえ「やりがい搾取」ではないかとの批判もあります（毎日新聞2023年2月9日）。地方公務員の過労死・過労自殺について、過労死等防止調査研究センター（独立行政法人）は調査研究報告書を公表していますが（2020年）、それによれば、地方公務員は課長未満の若年層の「精神疾患」による犠牲者が多いという結果でした。

このように、地方公務員の「働き方」をめぐっては、民間企業の労働者とは違った固有の問題点があります。その諸問題を議論し、その解決に向けた課題を明らかにするため、今年度の全国大会の共通論題は「地方公務員の長時間過密労働とその対策」としました。このテーマで次のような4人の方から報告が行われる予定です。①森本正宏氏（自治労・総合労働局長）「地方公務員（一般職）の労働実態について」（仮題）、②山口真美氏（弁護士・三多摩法律事務所）「地方公務員の勤務時間制度：地方公務員法と労基法」（仮題）、③上林陽治氏（立教大学）「会計年度任用職員の問題」（仮題）、④吉川徹氏（過労死等防止調査研究センター統括研究員）「地方公務員の過労死・過労自殺の実態」（仮題）。

これとは別に、第9回大会では2つの特別講演を予定しております。一つは2022年の共同シンポジウムの延長として、「自殺予防の包括的対策」という視点を重視して、竹島正氏（元自殺予防総合対策センター長）に「自

殺予防からみた過労死・過労自殺の課題」（仮題）の講演をお願いしました。

もう一つの特別講演は、2011年に国連の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原理」が全会一致で採択されたことに関連して、高崎真一氏（ILO駐日事務所代表）に「世界の過労死の現状、ビジネスと人権」（仮題）の講演をお願いしました。この「ビジネスと人権」は、企業活動において健康と命を含む「人権」が軽視されてはならないとする国際的な取り組みです。それに向かってEU諸国では既に法を制定して動き始めています。私たちの国でもいよいよ具体的な行動に移さねばならないことになってきています。過労死防止を念願する私たちとしても、この世界的な動きを注視する必要があるのではないのでしょうか。

第9回大会の開催の日時等は次の通りです。

日時：2023年9月9日（土）、10日（日）

場所：明治大学駿河台キャンパス・リバティタワー7、8階教室

例年のように、自由論題（分科会）も計画しております。

なお、大会の具体的な詳細について決まりましたら、学会ホームページと会員の皆さんには郵送でもお知らせします。

■ 特集 1 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2022 年度も、全都道府県及び中央会場の計 48 会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。

2020 年度はコロナ禍の影響で、2019 年度の 5753 人から 2052 人減の 3701 人でしたが、2021 年度はやや持ち直して、4423 人となりました。

2022 年度は昨年度より 79 人増の 4502 人でした。

本号では、①秋田会場、②岩手会場、③栃木会場、④愛知会場、⑤兵庫会場、⑥奈良会場、⑦和歌山会場、⑧徳島会場、⑨福岡会場、⑩宮崎会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を 22 ページに掲載します。

【①秋田】秋田会場の報告

弁護士（秋田） 三浦 広久

2022 年 11 月 7 日に開催された過労死等防止対策推進シンポジウム秋田会場には 60 名の参加があった。基調講演は産業医の原島浩一先生、地元の取組事例報告は株式会社タニタ秋田であった。参加者に対するアンケート結果によれば、「労務管理の参考にしたい」という参加動機が約 7 割を占めており、このような参加動機と基調報告及び事例報告はよくマッチしていたと思われる。実際、アンケート結果でも、シンポジウムの内容に満足し

たとの回答が大半を占めていた。そのような参加者も、過労死遺族の声を聞いて少なからずショックを受けたものと思われ、毎年のシンポに欠かせない要素であると認識させられた。

毎年 80 名の参加を目指しており、今年は、弁護士の参加を増やしたいと考えている。(株) プロセスユニークの高橋様には、この場をお借りして感謝を申し上げたい。

【②岩手】岩手会場の報告

働く者の生命・健康を守る会 澤田 新一

岩手会場のシンポジウムは、2022 年 11 月 8 日（火）13 時 30 分から 16 時まで、盛岡市の岩手教育会館で行われ、参加者は 89 人でした。以下、実施概要・アンケート集計の抜粋です。

岩手労働局労働基準部長・市川雄三氏の主催者挨拶の後、「放送局記者過労死遺族からの訴え」と題して、東京過労死を考える家族の会・佐戸恵美子氏の遺族からの声が述べられました。

基調講演は「過重労働と健康管理について」（健康障害の予防のために）のテーマで、茂木隆氏（岩手県予防医学協会産業保健部長）からお話いただきました。休憩後「生き生きと働き続けるために～心の健康・からだの健康」を掲げて、コーディネータとして藤井由里氏（臨床心理士、精神保健福祉士、産業カウンセラー）を、パ

ネリストとして、茂木隆氏、田鎖愛理氏（岩手医科大学衛生学公衆衛生学講座講師）、菊池透氏（株式会社菊池技研コンサルタント代表取締役）を迎え、パネルディスカッションが行なわれました。

○来場者数 89 名の属性割合は、団体職員（35%）、会社員（25%）、公務員（8%）医療関係者（6%）社会保険労務士（5%）でした。

○参加者の年齢では、50 代（29%）、40 代・60 代（19%）、30 代（11%）。

○シンポジウムを何で知りましたか？

労働局からの案内（34%）、労働組合からの案内（29%）、厚生労働省 HP（10%）、ポスター（8%）

○シンポジウムに参加したきっかけは何ですか？

労務管理の参考にしたい (64%)、働き方を見直したい (17%)、その他の内容として、職場の労働安全衛生委員会として参加、遺族からの声を直にお聞きしたかった

○シンポジウムに参加して過労死等への関心・理解が深まったと思いますか?

十分深まった (56%)、ある程度深まった (43%)

○シンポジウムについて

大変満足した (50%)、どちらかという満足した (41%)

○ [遺族からの声]

・今の自分と同じくらいの年齢で娘様を亡くされたご遺族の方の声が、胸に響きました。また、私自身も時間外労働は社内でも多い方という事もあり、心に思うことがあった。

・「歳月によって和らぐことはない」その通りだと感じた。過重労働に繋がらないよう、会社としての対応は勿論、働く仲間としての立場からも協力し助けあう意識を高め、過労死を防止していこうと感じた。

・子を亡くした親の気持ちを痛いほど感じた。社員の家族を同じ気持ちにさせてはならないと強く感じた。

・何より事実が衝撃だった。

○ [基調講演]

・基本の法体制や、健康リスクと企業としての取り組むべきことを学ぶことができた。

・性別、年代別の死因表、死者数のグラフなど、過労死

の恐ろしさなどがとても分かり易く、知ることができた。
・過重労働から生じる労働災害健康障害が、思っていた以上に多かった点。

○ [パネルディスカッション]

・内容が良かった。コミュニケーションが大事とは分かっているが、具体的な話が聞けて良かった。

・学校現場でも働き方改革や意識改革に生かせる視点が盛り込まれていたから。

・企業の実際の取り組みが素晴らしく、自分も働いてみたくなりました。働き方を考えて最近転職をしましたが、やはりワークライフバランスが大切だと改めて感じました。

・健康経営の推進について、感銘を受けました。創意工夫に頭が下がります。取組一つ一つが宝です。広がってほしいです。

○その他、ご意見・ご感想がありましたら

・冒頭で流れた「ぼくの夢」という歌の中の「仕事のための命じゃなくて、命のための仕事」という言葉を心に刻みました。今日のご講演を拝聴し「人を大切にする経営」が重要だということに改めて思いました。

・過労死という言葉がなくなるように、もっと人間の命が何より大切であるという理念のもとに、厚労省には特に法整備、前進に頑張ってもらいたい。

・公務職場の実態も大変ですので、その対策を急がなければと感じています。

【③栃木】 栃木会場の報告

弁護士 (栃木) 石田 弘太郎

2022 年 11 月 29 日、栃木県教育会館 5 階小ホールにおいて、開催しました。合計 75 名の参加となりました。

80 名が目標でしたが、おおむね目標は達成できたものと思います。参加者のうち、半数程度である 37 名は会社員でしたので、企業からの注目もあるものかと思いません。

栃木では、今回の講演内容がメンタル不調者に関するものということで、社会福祉士会、精神保健福祉士会と

いう福祉関係者からも後援をもらっています。

シンポジウムの内容としては、まず栃木労働局から現状の報告があり、その後、企業 (大古精機株式会社) の取組み事例の発表をしました。同社において、従業員の健康増進を通じて社内活性化や業績向上を図る「健康経営」を実践していることの報告がありました。例えば、喫煙者や高血圧者が多い現状を改善するため、「禁煙外来」などへの費用を補助している、また、「健康マイレ-

ジ」という仕組みを作り、全従業員を対象に、人間ドッグ受診状況、体操の実践、健康イベントの参加などに応じてポイントを付与して景品をあげているという報告もありました

休憩を挟んで、ご遺族からの体験談を話してもらいました。長時間労働後のバイク事故で息子を亡くしたお母さんから報告でしたが、感想としても、勤務間インターバルの重要性について認識できたというものがありました。なお、従前、シンポジウムの最後に、ご遺族から体験談を話してもらった際には、会場が落ち着かない様子だったので、今回は順番を変更したところ、落ち着いて

会場でも聞いてもらえました。

最後に、産業医科大学産業衛生教授である宮本俊明氏から、「メンタル不調者を出さない為の管理者教育の例ー産業医の視点から」というタイトルで講演をしていただきました。部下への指導の仕方、怒りのコントロール方法など、パワハラ防止に関して具体例を交えたお話がありました。

企業からの事例報告が、なかなか得られにくい状況があります。ただ、実践例は参加者にも伝わりやすいことから、こうした報告が増えていくようにしたいと思いません。

【④愛知】過労死等防止対策推進シンポジウム

愛知会場の報告

弁護士（愛知） 岩井 羊一

愛知会場では、2022 年 11 月 30 日に開催されました。内容ですが、まず、愛知労働局からの報告として、「労働施策総合推進法に定める紛争解決援助について」と題し、愛知労働局雇用・環境均等部指導課の課長さんからいわゆるパワハラ防止対策の法改正について説明してもらいました。続いて、基調講演として、天笠崇先生にお話をいただきました。天笠先生の講演題は、「ハラスメントからくる労働関連疾患をなくすために」。天笠先生は、精神科医で、現在は、静岡社会健康医学大学院准教授として研究活動もされています。私も意見書の作成をお願いし、よく存じ上げている先生です。ハラスメントの現状、精神障害の労災認定の状況について豊富な資料を基にわかりやすく説明していただきました。

このあと、「映像」として、愛知県の同朋高等学校放送部制作の映像ドキュメンタリー「過労自殺」の放映がありました。これは、愛知県の青果会社で女性の社員がいじめを理由に自殺した事件を高校生が取材し、ドキュメンタリーにまとめたものです。

そして、遺族の訴えは「放送局記者過労死遺族からの訴え」と題して佐戸恵美子さんにいただきました。佐戸さんは、前日の岐阜会場の報告に続いて連日の報告でした。娘さんの写真や、生前のニュース映像を流しな

がら、わかりやすく迫力のあるお話を聞くことができました。

愛知では、過労死弁護団、家族の会、愛知の健康センター、労働局、プロセスユニークが集まって企画の会議を開いて内容を決定し、開催しています。

岐阜会場では、毎回、企業の取組み例を紹介していますが、愛知ではなかなか報告していただける企業を探すことが難しく、そのような企画はできていません。平日の昼間の参加なので、企業の人事担当の方も多く参加しており、そのような方により興味を持っていただけるパートもあるといいのかなと思っています。今年の内容は十分充実しており、時間のやりくりが難しいのですが。

後援、広報はプロセスユニークをお願いしていますが、弁護団と家族の会で、連合愛知、愛労連には、挨拶に行き広報をお願いしています。健康センターは、独自に街頭でシンポジウムのチラシの入ったティッシュを配布するなどして宣伝などをしてくれています。

【⑤兵庫】 兵庫会場のご報告

弁護士（兵庫） 中澤 孟也

1 2022年兵庫県過労死等防止対策シンポジウム

2022年の過労死シンポジウムは、2022年11月18日、15時から17時30分の日程で開催され、シンポジウムの参加者は194人であった。

今回は、基調講演として神戸新聞の中部剛記者を招いての講演、兵庫労働局からの労災申請の状況に関するご報告、企業からの事例報告として株式会社上林電気商会様のご報告、過労死遺族のご発言を内容とするシンポジウムとなった。

2 基調講演『過労死事件取材して一記者として思うこと一』

講演者である中部剛記者は、神戸新聞の記者として過労死問題を長年にわたり取材され、ご自身も特定社会保険労務士の資格をお持ちである。

本シンポの基調講演においては、ご自身の豊富な取材経験や過去の裁判例を基に、過労死という問題について、我々がどのように捉え考えていくべきかという点をご講演いただいた。

中部氏は、過労死の被災者の特徴として、まじめで、責任感が強く、完ぺき主義で、人からの評価が高いという点を挙げ、完ぺきな人材像であると同時に、うつになりやすいと指摘した。中部氏のご指摘のとおり、長時間労働に至ってしまう背景に本人の強い責任感を感じる事例は少なくない。企業において、従業員個人の責任感に依存し、過剰な負担を押し付けてしまうという構造的な問題に対処する必要があると感じた。

そして、中部氏は、過労死問題の撲滅に当たっては、過労死を自分の家族、自分の会社、自分の社会の問題としてとらえる必要があると指摘した。

会社において、過労死が発生した場合には、家族を失うという悲劇が自身の家族を襲うことはもちろんのこと、自分の所属する会社も労務管理の不備などの法的責任を問われうることなど、過労死という問題がもたらすさまざまな不利益を念頭に、今一度自分自身の問題として過労死等の防止に取り組む重要性を感じた。



中部記者の講演の様子

3 ご遺族発言

ご主人を過労死でなくされたご遺族の方にご登壇いただいた。

被災当時、被災者の方には、まだ幼いお子さんがおられ、ご遺族としてご主人をなくされたことに対するショックや今後の不安についてご発言いただいた。加えて、被災者の自死について労災認定後も会社が責任を認めず不誠実な対応を続けていることに対する憤りについてもご発言いただいた。

兵庫県において過労死家族会の設立など過労死問題に尽力され、2022年6月にご逝去された渡部吉泰先生は、『過労死は、配偶者から現在を奪い、両親から過去を奪い、子供たちから未来を奪う』と常々おっしゃっていた。今回のご遺族発言は、まさしく渡部先生の言葉にあるように、計り知れない絶望と喪失感がご遺族にのしかかっていることを実感するものであった。

4 企業からの事例報告（株式会社上林電気商会様）

代表取締役である上林将経様より、社内の教育体制や労働環境の整備が、離職率や従業員の意欲の向上につながり、結果として会社の業績も好調なものとなっていることをご報告いただいた。

5 まとめ

昨今、働き方改革が叫ばれているものの、過労死や労災事件など、労働が原因で健康な生活を送れなくなる事件は後を絶たない。

コロナウイルス流行に伴うオンラインワークの拡大は、新時代の柔軟な働き方と称賛されている一方で、会社の労務管理が行き届かず、同僚の支援等も得られない孤独な状況下で、長時間勤務が発生しやすいという負の側面もある。

社会において新たな働き方が生まれてくるなかで、そ

の負の側面の負担を、働く個人個人に背負わせるのではなく、労務管理を行う会社、ひいては社会において、労働者一人一人が健康で働き甲斐をもって働ける環境作りが必要であることを改めて認識でき、過労死や労災の防止のための今後の活動に大いに参考となるシンポジウムとなった。

【⑥奈良】奈良会場の報告

奈良県労働組合連合会 議長 松本 俊一

2022 年 11 月 24 日（木）に奈良市のホテルリガール春日野において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。約半年前の 6 月に事務局会議を設定し、働くもののいのちと健康を守る奈良県センター（代表：永松孝志）を中心に、日程、場所、内容について論議、調整しました。奈良においては毎年必ず「過労死遺族の声」を聞いて考える時間を設ける事に拘っており、今回もシンポジウムの最後に設定し、そこを中心に全体を組み立てました。まず最初に、基調講演として滋賀大学名誉教授大和田敢太氏に「コロナ禍における職場のハラスメント問題」についてご講演頂きました。昨今の労働相談の中心と言っても良いハラスメント問題です。



大和田教授の講演の様子

ハラスメントの防止が過労死防止にダイレクトにつながるのと指摘をされ、個人の尊厳の視点、人権の視点で、ハラスメント問題を組織の問題として問い直す事の重要性を強調されました。働きやすい職場を作ることは労使共通の課題で、沢山の気づきがあった、職場運営に活かしていきたいとの感想が寄せられました。続いて奈良労働局の葛城労働基準監督署の今西昭男署長から現場視点の報告があり、労災全般の数字的な報告から、時代の変化による会社担当者の変化など、働くものにとって大切

にしなければいけない視点について大変興味深く紹介頂きました。そして最後は、過労死遺族の西岡佳恵様より「過労死遺族の声」を聞かせていただき、改めて「命より大切な仕事なんて無い」と言う事を改めて会場参加の全員と確認することができました。何度聞いても、当事者の悲痛な叫びが参加者の心に一番響くと実感している所です。今回参加者が 30 名と若干少なくなりましたが、毎年定期的に 11 月の「過労死等防止対月間」に合わせてシンポジウムを実施して、年に 1 回でも「過労死」について考える機会を持つことの重要性を再確認しました。奈良県の事務局は使用者側の参加をもっと増やしていきたいという目標を持っており、使用者も含めたより多くの方々に参加してもらえるシンポジウムになるよう工夫していきたいと考えています。

【⑦和歌山】和歌山会場の報告

働くもののいのちと健康を守る和歌山県センター 事務局長 藪野 寛

和歌山では例年、内容の企画を考える会合を、労働局、過労死家族の会、いの健センター、プロセスユニークで構成し協議しています。過労死への理解やシンポジウムへの参加を呼びかけるために、マスコミへの取材の要請や、早朝 JR 和歌山駅前でのチラシを折り込んだティッシュペーパー配布を、労働局の職員と共に取り組んでいます。

2022年度は、11月21日(月)に和歌山ビッグ愛大ホールで開催しました。いつもより少なく67名の参加でした。年代別では、50歳代が最も多く、それに次いで20歳代も多く参加していました。

以前も過労死を主題にした演劇、落語を盛り込んだことがあります。今年の構成は、講演、落語、「過労死遺族の声」としました。

講演は「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」の演題で今野晴貴氏(NPO法人POSSE代表)です。

「過労死家族の声」は安部宏美氏(神奈川過労死を考える家族の会)にお願いしました。

落語は桂三風師に、過労死問題をテーマにした落語「け

んちゃんの夢」を演じていただきました。

参加者の声・感想は次のようなものでした。

講演では、いわゆるブラック企業の労務管理、経営戦略などひどい職場があることに驚かされた。過労死がおこる要因がよくわかりました。「過労死等の被害は自己責任でない」との講師の言葉が強く印象に残り、支援していくことの重要性がわかりました。

過労死遺族のお話を聞いて、自分のこととして考えさせられた。過労死はテレビ等で見るだけで、身近に感じる機会はありませんでしたが、遺族の方の生の声を聞き、「自分の身内が」と想像すると、過労死について考えるよい機会になりました。自分の職場でも、うつになる人が多くなってきており不安です。まだ、自分で命を絶つ方はおられません。会社と真剣にうつになった人のことを話していこうと思いました。

落語については、和ませながら、わかりやすい高座でした。過労死について考えるきっかけになった人もいただろうと思います。

堅すぎず、受講しやすかった。シンポジウムは来年も開催してほしいです。

【⑧徳島】徳島のシンポジウムについて

弁護士(徳島) 堀金 博

2022年度の過労死等防止対策推進シンポジウム(徳島会場)は、11月17日午後1時から、徳島大学けやきホールで開催されました。来場者は205名でした。

冒頭、徳島労働局から開会挨拶及び約20分間の報告がありました。報告では、厚生労働省が2022年10月に公表した「過労死等防止対策白書」から、「労働時間やメンタルヘルス対策等の状況(第1章)」、「過労死等の現状(第2章)」、「過労死等をめぐる調査・分析結果(第3章)」、「過労死等の防止対策の実施状況(第4章)」等について概要が説明されました。また、徳島県内における過労死等の労災補償状況や、過重労働対策の実施状況

についても説明され、時間外労働が月160時間を超える違法な長時間労働の事例や、企業名公表制度等も紹介されました。

引き続き、中原のり子氏(東京過労死を考える家族の会、医師の働き方を考える会共同代表)から「過労死遺族の声」として約35分間の報告・訴えがありました。医師であった夫を過労自死で亡くされた中原氏自身の経験を踏まえ、医師・看護師・研修医など医療従事者の置かれた厳しい労働環境や、相次ぐ過労死等の事例、遺族の心情等が語られました。更に、過労死等防止対策推進法(2014年6月成立・11月施行)の成立経過や意義・

内容（過労死等防止に対する国の責務）、今後の課題、過労死等をなくすための方策・心構え等についても語られました。

休憩後、元朝日新聞記者で、現在はフリーランス記者の牧内昇平氏から「取材から見えてきた過労死の実態～その仕事、命より大切ですか～」と題する講演が約1時間ありました。この講演では、過労死を「他人事」ではなく「自分事」として捉えることの重要性や、いじめ・パワハラも職場の問題として捉えるべきこと（傍観は「加害」側に立つことであり、決して許されないこと。また、被害者を孤立させないこと）、退職や給料・労働時間など労働法に関する「知識」が重要であり、労働組合や各種相談機関など信頼できる「仲間」が必要であること、その他、仕事が辛いときの対処法（メモの重要性。15分でも休息をとるなど、ちょっとサボってみる。仕事を辞めたときのことを具体的に考えるなど、頭の体操もしてみる。いつも心に「転職活動」を!）や、周囲に辛そうな人がいたときの対応（「傾聴」の重要性。リラックスした雰囲気をつくる。時間を気にしない。相手の話をさえぎらない）についても語られ、最後は「その仕事、

命より大切ですか?」の問いかけで締めくくられました。

シンポジウムの閉会后、徳島大学の学生（希望者）のみを対象として当職がワークルール授業（啓発授業）を行いました。授業では、労働法の基礎（労働時間、最低賃金、有給休暇・・・）や労働者の権利について、また、ハラスメントや求人詐欺、不当解雇に遭ったときの対応、困ったときの相談先についてもお伝えしました。

今回のシンポジウムも、徳島大学の齊藤隆仁教授の全面的な協力を得て、3年連続、徳島大学で開催できました（2019年には徳島文理大学で開催しましたので、大学構内での開催は4年連続です）。齊藤教授の献身的な協力もあり、来場者（205名）のうち152名が大学生でした。これから社会に羽ばたこうとする多くの大学生に参加してもらえたことは大変喜ばしく、意義深いことでした。現在、来年度のシンポジウムに向けた準備が既に始まっており、次回も徳島大学で開催できるように調整しているところです。今回以上の注目と多数の参加者を得て開催できるように関係団体と協議を積み重ね、引き続き、連携を深めて参りたいと考えております。

【⑨福岡】福岡・2022年度過労死等 防止対策推進シンポ報告

弁護士（福岡） 八木 大和

1 基調講演とご遺族体験談

2022年11月4日、福岡市博多駅前の会場にて、2022年度のシンポジウムを行いました。基調講演は、「過労死認定を職場改善へつなげるために」と題し、梶原恒夫弁護士から、これまで労働組合と協力しながら解決してきた過労死事案の経験、職場から過労死や精神疾患を無くす取組みとして職場内で労組が機能していくことが重要であることをお話いただきました。

そして、全国過労死を考える家族の会から寺西笑子さんにご登壇いただき、ご自身の体験談とともに、労災の認定状況と、これらは氷山の一角にすぎないこと、過労死を防止するためには全国過労死家族の会、過労死弁護団、国との連携がますます重要であることをお話いただきました。

2 今年が目玉、パネルディスカッション

「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい労働）をめざして」と題して弁護士、遺族、労働組合の三者の目線から考えてみました。

労働組合からは連合福岡ユニオンの志水輝美さん（『団交の鬼』という西日本新聞の連載記事で取り上げられた方）、働くもののいのちと健康を守る福岡地区連絡会の渡邊宏さんにご登壇いただき、それぞれの経験から、労働組合が職場の問題にどうコミットしてきたかや、今後の展望などについてお話をうかがいました。



パネルディスカッションの様子

3 やっぱり労働組って大事だよ

精神疾患の労災申請や認定数も増え、厚労省では認定基準の改訂も進んでいます。梶原弁護士は、このような改訂は評価できる一方で、職場環境の改善にはまだまだ限定的、何よりも労働時間管理が重要、労働者が過労死を自分たちの問題として意識し、一人に長時間労働が集中する実態を職場全体で共有すること、そのためには労働組合の存在がやはり重要であるとの指摘がありました。

4 どうしてなくなる職場の問題

志水さんからは、PTSD 発症事例に関する労組の取組み例が紹介され、このような職場の問題が無くならない原因について、小規模事業所では経営者が「自分のお金を労働者に払っている」という発想を持っている場合、パワハラが起りやすく、経営者が労組の意見に耳を貸さない例が多い、固定残業代制や36協定はあっても上限時間の運用が曖昧で労働時間の管理が杜撰な職場ほど問題が発生するとの指摘がありました。

そして、渡邊さんからは、昨今の社内研修では「コーチング」と称して過重な課題の押し付け、課題が達成できない場合には「自己責任」との刷り込みが行われるなど、研修がパワハラや過重労働に向かう温床となっているという事例が紹介されました。渡邊さんは、「自己責任論」が会社に蔓延していることに強い危機感を持っていること、労働者がメンタル疾患を起しても会社の初動が遅かったり誤ったりすることで増悪していることを指摘されました。

5 「こしあんより粒あん」の労組

労働組合の組織率が低調と言われる現状、労組の役割についても考えてみました。志水さんからは、企業内組合は集团的労働条件（賃金や休暇制度等）に関する交渉になりがちで、個別の労働問題には介入しない傾向がある一方で、個別加入の組合が活用できること、組合に入り仲間がいることで闘う体制が整い、権利を労働者に取

り戻す一歩が始まる。労働組合も当事者であり、労働者の尊厳と一緒に取り戻すことができる。労組は一つ一つの事案から職場の問題をあぶり出し、職場全体の問題も解決する、「こしあんというより粒あんの存在」と例えられた点が印象的でした。

6 労働組合は会社の阻害要因ではない

志水さんは、団交を重ねる中で、経営陣に「労働組合は会社の阻害要因ではない。労働者は経営資源。会社の利益にこそなれ不利益にはならない。」と伝え、そのことに経営陣が耳を傾けはじめると、交渉の潮目が変わると感じてきたそうです。そして渡邊さんからは、労働者の声から職場の腰痛問題があぶり出され、それを改善に繋げた例が紹介されました。

7 個人や家族の尊厳を守る家族の会

寺西さんからは、労組の取り組みの話を受け、ILOから日本の劣悪な労働環境が指摘を受けていることや全国過労死を考える家族の会のこれまでの国際機関への活動が紹介され、「ビジネスと人権」という世界的な視点からも労働環境を見直す必要があること、何よりも個人と家族の尊厳を守るという視点が重要であるとの話がありました。

8 「自分事として取り組む」視点

梶原弁護士からは、一人一人の問題を解決することもさることながら、職場を変えていくためには一人の力では難しく、他の労働者の問題を「自分事」として捉え、全体に広げて解決する視点、やはり労働組合の存在意義が重要であるとの指摘がありました。

9 さいごに

今回のシンポジウムでは、パネルディスカッションの形式をとり、弁護士、遺族、労働組合の三者の目線で、職場の労働問題にどう取り組んできたのかを中心に話を聞きました。この三者の思いは一つ。人間らしく働ける職場、命も健康も失わない職場を目指しています。このことを会場の皆さんと共有し、労働組合の存在意義を再確認できた貴重な日となりました。

【⑩宮崎】宮崎会場報告

東九州過労死を考える家族の会 宮崎事務局 西田 隆二

1 2022 年度は、「パワーハラスメントを防止するために」と題して、株式会社クオレ・シー・キューブ会長岡田康子氏に講演頂きました。部下や同僚の話を「傾聴する」ことの重要性、そして「傾聴する」ことの難しさ、を具体的な事例を通してお聞きすることができ、終了後のアンケートも好評でした。

また、過労死遺族の代表として、佐戸恵美子氏にお話しいただきました。最愛の娘を突然亡くされたお母さんの言い尽くせない思い、まわりの気づきの大切さ、まわりの行動の大切さ、参加者の胸を強く打ちました。

2 宮崎では、働くもののいのちと健康を守る宮崎県連絡会が中心になって、毎年 5 月頃から準備を始めます。メンバーは、東九州過労死を考える家族の会の桐木さん、医師、看護師、労働組合員、元コンビニ経営者、弁護士等々、多彩なメンバーで、定期的に会合（飲み会？）をしています。ただ、シンポジウムも回を重ねてきており、今年度はどのようなテーマにしようか、はたと迷いました。色々とテーマは上がったのですが、ある程度やってきた感があり、なんとか新味が出せないかという意見も出ました。しかし、やはり参加者にとって、同じ問題意識をもって受け止められるテーマにすべきとの結論に至り、身近で耳にすることの多い「パワーハラスメント」をテーマにすることにしました。

3 毎年、公務員、医療関係者、労働組合関係者、過労死遺族、弁護士等、例年幅広い参加を頂いており、今年度は 82 名の方に参加頂きました。これまで多い時は 130 名を超えるときもありましたが、こここのところコロナの影響もあり、参加人数が頭打ちとなっていることは否めません。

4 ただその中でも、毎年親族や友人を誘って通っていただけの過労死遺族が数家族おられます。終わった後に挨拶をかわし、近況を語り合うのは嬉しい時間です。

中には、過労死遺族に誘われて参加したという精神科医もおられ、シンポジウムをきっかけに親しく交流するようになりました。

また、組合関係の方々も一定程度参加され、シンポジウムをきっかけに勉強会を開催して頂いたこともありま

す。

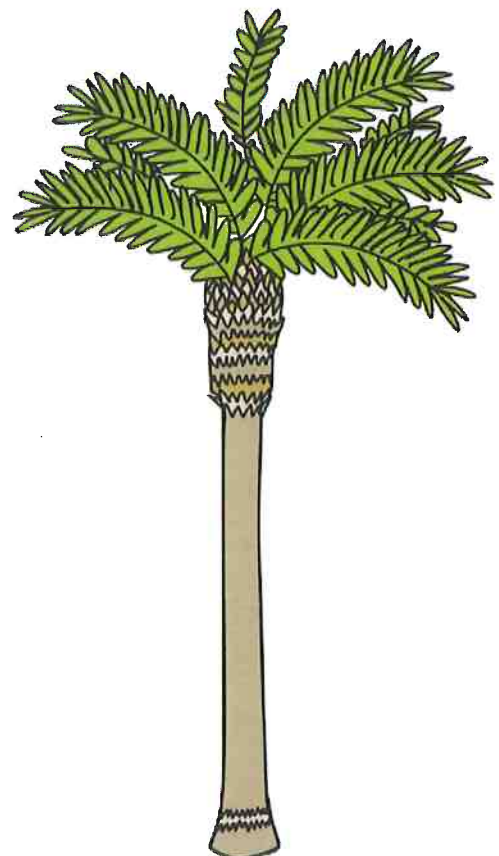
過労死遺族のお話を聞くたびに考えさせられることが多いと毎回参加されている常連さんもおられます。

少しずつではありますが、取り組みの輪が広がっていると感じます。

5 一方で、運営する側が固定化しており、中心になるメンバーが育っていないことを直視する必要があると思います。特に若い層の着眼、エネルギーが不可欠といえます。

また、過労死遺族やシンポジウムを支えるメンバーとの交流をもう少し継続的にできないか、新たな提案が必要だと思えます。

この原稿を書いている人物が変わっていないところに一番の問題があるのかもしれませんが、もう少し頑張ることにします。



2022年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2022年度 参加人数	2021年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	145	119	26	11月2日(水)	14:30~17:15	札幌コンベンションセンター
青森	103	77	26	11月29日(火)	18:00~20:00	青森県労働福祉会館ハートピアローフク
岩手	89	60	29	11月8日(火)	13:30~16:00	岩手教育会館
宮城	110	64	46	11月4日(金)	13:30~15:30	フォレスト仙台
秋田	60	42	18	11月7日(月)	13:30~15:30	秋田市にぎわい交流館A U
山形	50	54	-4	11月24日(木)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	42	52	-10	11月25日(金)	13:30~15:30	郡山商工会議所
茨城	84	83	1	11月11日(金)	13:30~15:30	つくば国際会議場
栃木	75	69	6	11月29日(火)	14:00~16:30	栃木県教育会館
群馬	70	61	9	11月21日(月)	13:30~15:30	Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター)
埼玉	83	118	-35	11月7日(月)	14:00~16:30	ソニックシティ
千葉	76	79	-3	11月15日(火)	14:00~16:15	千葉市生涯学習センター
東京中央	220	236	-16	11月9日(水)	13:00~16:15	イイノホール&カンファレンスセンター
東京立川	104	64	40	11月8日(火)	14:00~16:00	ホテルエミシア東京立川
神奈川	136	103	33	11月1日(火)	13:30~16:45	横浜日石ホール
新潟	80	107	-27	11月30日(水)	14:00~16:30	アオーレ長岡
富山	79	81	-2	11月18日(金)	14:00~16:15	ボルファートとやま
石川	49	60	-11	11月8日(火)	13:30~16:00	石川県地場産業振興センター
福井	127	62	65	11月28日(月)	13:30~16:00	福井商工会議所
山梨	64	68	-4	11月29日(火)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	107	60	47	11月14日(月)	13:30~15:30	キッセイ文化ホール長野県松本文化会館
岐阜	90	141	-51	11月29日(火)	13:30~16:15	長良川国際会議場
静岡	90	84	6	11月1日(火)	13:30~16:30	静岡市民文化会館
愛知	169	179	-10	11月30日(水)	14:00~16:30	名古屋市中小企業振興会館
三重	88	77	11	11月21日(月)	13:30~16:00	アストプラザ
滋賀	72	55	17	11月29日(火)	13:30~16:00	ピアザ淡海
京都	129	43	86	11月25日(金)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	195	186	9	11月22日(火)	14:00~16:40	コングレコンベンションセンター
兵庫	194	149	45	11月18日(金)	15:00~17:30	神戸市産業振興センター
奈良	30	96	-66	11月24日(木)	13:30~15:40	ホテルリガレー春日野
和歌山	86	96	-10	11月21日(月)	13:30~16:15	和歌山ビッグ愛
鳥取	39	48	-9	11月18日(金)	13:30~15:30	国際ファミリープラザ
島根	139	171	-32	11月17日(木)	13:30~15:30	江津市総合市民センター(ミルキーウェイホール)
岡山	72	61	11	11月11日(金)	14:00~16:30	おかやま未来ホール
広島	80	102	-22	11月7日(月)	14:00~16:15	広島YMCA国際文化センター
山口	132	90	42	11月16日(水)	13:30~15:30	シンフォニア岩国
徳島	205	199	6	11月17日(木)	13:00~15:30	徳島大学
香川	75	90	-15	11月16日(水)	14:00~16:00	シンボルタワー
愛媛	55	154	-99	11月24日(木)	14:00~16:30	愛媛大学
高知	56	58	-2	11月14日(月)	13:30~15:30	高知城ホール
福岡	85	112	-27	11月4日(金)	15:00~17:30	オリエンタルホテル福岡
佐賀	76	76	0	11月16日(水)	18:30~20:30	佐賀県教育会館
長崎	57	57	0	11月30日(水)	18:30~20:30	長崎県勤労福祉会館
熊本	68	79	-11	11月14日(月)	13:40~16:30	熊本テルサ
大分	98	111	-13	11月15日(火)	14:00~16:00	ソレイユ
宮崎	82	67	15	11月22日(火)	18:00~20:00	宮日会館
鹿児島	43	51	-8	12月2日(金)	14:00~16:00	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	44	72	-28	12月5日(月)	15:00~16:40	沖縄産業支援センター
	4502	4423	79			

■ 特集2 広がる過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2022年度ではや7年目となりました。

前年2021年度は、コロナ禍の影響で196回（内訳は中学校26、中学高校8、高校75、専門学校31、短大1、大学52、大学院2、支援学校1）でした。

2022年度は、年度末の2023年3月末までに195コマが行われました。学校種別のコマ数は、中学校13、高等学校82、中学・高等学校合同2、特別支援学校1、専門学校26、短期大学1、大学・大学院70となっています。

本号では、2022年度に啓発授業を担当した7人の方（遺族4人、弁護士3人）からの報告を掲載します。

【①北海道】 過労死防止啓発授業のご報告

北海道過労死を考える家族の会 奈良 顕子

北海道では、2022年度に啓発授業が23回行われました。

内訳は大学8校、高校13校、専門学校1校です。また、講師は、弁護士のみが7校、遺族のみが2校、弁護士と遺族が14校でした。

北海道は広く、講師派遣先は札幌・函館・釧路・標津・利尻など全道各地に広がり、札幌で講師になる弁護士・遺族が多い中、担当する方の選定がその都度大変です。今年度初めて講師派遣をした利尻は日帰りが難しく、1泊での講師派遣となりました。

私が遺族として参加したのは、北海学園大学・静内農業高校・天使大学の3校です。

高校生でもアルバイトをしている学生が多いため、労働に対する意識が大学生と大きな差を感じませんでした。授業では弁護士の先生の分かりやすい労働に関する話の後で、私の体験談を話しました。

・8年前に建設コンサルタント会社で建築設計をしていた28歳の息子が、上司のアドバイスを受けられずに初めての電気設備設計を一人でやる状況に追い込まれ、十分な準備ができていない社内検査の前日に自殺を図った事。

・一命は取り留めたものの脳死状態になり、9日後に臓器移植の手術室へと見送った事。

・息子は私達家族と同居しており、私達は同業の仕事をしていたのですが、息子が自死するほど追い込まれていたことに気が付かず、自分を責め続けた事。

・息子はスポーツマンで友人も多くリーダーシップも有

りいつも幹事役だった事。

このような経緯の後、過労は精神・肉体をおかしくし、性格的に明るく前向きな人でも、どんなにプライベートが充実している人でも、過労になったりパワハラにあたりすると精神的におかしくなり死に至ってしまう、つまり誰でもその可能性があるという事を話しました。

学生の感想には、「自殺をする人は「性格的に暗い人」「一人暮らしで寂しい人」というイメージがあったが、そうでなくても過労で自殺に追い込まれるのだと初めてわかった」というものが多くありました。

啓発授業で体験を話すことは、辛かった時のことを丁寧に思い出し復習することになりますので、とても辛いものがあります。年数が経てば楽に話ができるようになるかと思いましたが、全く楽になりません。

ただ、これから社会に出て行く学生に、「労働管理の重大さ」「命より大事な仕事などない事」「相談する場がある事」を生言葉で伝える重要性を実感します。授業を受けた学生達に、何かの折に思い出してもらえよう、啓発授業に参加し続けようと思います。

【②北海道】「働くこと」を考える。 ～北海道における過労死防止啓発授業～

弁護士（北海道） 増川 拓

1 北海道における啓発授業の実施状況

広大な北海道でも、啓発授業の取組みは年々広がりを見せています。大学、短大、専門学校、高校など、道内各地からの申込は増加しており、広報にあたられている家族の会の皆様のご尽力の賜物であると思います。

私も、道内の大学、看護学校、農業高校、普通科高校など、様々な進路を控えた生徒さんのところにお邪魔し、授業を実施させていただきました。

2 「働くこと」を考える

生徒さん達にとって「働くこと」はいいことであり、やらなければいけないこと、自分にメリットをもたらすものというイメージが強いです。他方で、リスク面についてはほとんど知らない生徒さんが多いのが現状です。

これは、従来の学校教育に、勤勉に働く社会人の創出という考えが強かったこと、そうした教育を受けた大人が親になり、その影響が子に伝播していることが原因ではないかと思います。

このため、「働くこと」が持つリスク、具体的には、過重労働やハラスメントにより、心身に重大なダメージを及ぼし、最悪の場合、その命をも失わせる可能性がある点は、ほとんど意識したことがない生徒が大半であったという印象です。

また、心身の状況が悪化すると、外部に相談したり、休んだりすることすらできなくなる心理状況に追い込まれることも、生徒さん達には衝撃的だったようです。

働くことの重要性和共に、そこに潜むリスクを正確に伝えていくことは、トラブルの現場で働く弁護士の、大切な使命であると考えています。

3 自分や家族を幸せにするために

真面目な人ほど、自分に厳しくなります。「自分さえ我慢すれば」「自分が悪いのだ」そう思い込みやすくなります。

働くことは、「自分や家族を幸せにする」という目的のための、手段に過ぎません。危険な職場から離れたり、休んだりすることは、幸福実現という本来の目的達成の

ために、その手法を微調整することには過ぎず、何ら恥じるものではありません。

この授業を行い、生徒さんに自分の頭で考えてもらうことで、生徒さんの顔つきが変わっていくのが分かります。

これからの日本や世界を支える大切な金の卵である生徒さん達に、これからもこのような授業を受ける機会が続いていくことを、心から祈念しております。

授業の様子



【③東京】 過労死防止啓発授業のご報告

弁護士（東京） 原島 有史

毎年、過労死防止啓発授業の講師として、いくつかの学校で授業を担当しています。2022年には、ホスピタリティツーリズム専門学校、日本大学法学部、都立大山高校の3校で授業を実施する機会を得ました。この授業を通じて、学生たちに過労死の問題について理解を深めてもらい、将来的にその予防に役立ててもらえることを願っています。

啓発授業では、過重労働の被害を受けたご本人やご遺族の方からその体験談を話していただくパートと、弁護士の立場から法的な部分を説明するパートに分かれます。私は、過去の裁判例や実際に私が担当した事件の内容をもとに、過労死や過労自死が発生する原因について説明しました。また、過労死がどのような問題であるか、どのような状況で発生しやすいのかを示しながら、具体的な事例やデータを通じて、学生たちに実感を持ってもらうような授業内容になるよう努めました。

そして、学生たちに適切な情報を伝えるだけでなく、彼ら彼女らが現実の社会でこの問題に立ち向かう際にど

のように対処すべきかを具体的に示す必要があります。そのため、近年の働き方改革の背景や、残業代が発生する場面や時効、ハラスメントなどにより仕事に行けなくなった時の対応方法、解雇規制など、日本の労働法制に関する概要についても適宜触れるようにしました。

授業が始まると、学生たちは真剣な表情で私の話には耳を傾けてくれました。私は事例やデータを交えながら、過労死が引き起こされる主な要因や警戒すべき兆候、厚生労働省が示す過労死の認定基準などについて詳しく説明しました。また、効果的な時間管理や働き方の工夫、休息の重要性など、過労を予防するための具体的な対策についてもアドバイスしました。

学生たちからは積極的な質問や意見が寄せられ、それぞれが自身の問題として興味をもって授業に参加していることがわかりました。若い世代がこの問題を真剣に考え、働く際のルールや効果的な働き方について意識を持つことによって、過労死の予防に向けた社会の共通理解が少しずつ深まっていくことを期待しています。

【④静岡】 過労死防止啓発授業に際して何を就労前の学生たちに伝えることが大切なのか

静岡過労死家族の会 尾崎 正典

静岡で開催される啓発授業はごく少ないです。できれば年間10件くらいを計画したいのですが、今はかなわない状態です。家族の会に与えられる時間は50分の講演の中で20分くらいです。その中で過労死の発生がリアルにあることを伝えなければなりません。発生のメカニズム、いかに現実に、有ってほしく無い過労死の問題を、それぞれの心に効果的に残すか。大変難しいですが、これから労働をするようになる学生の未来に、書き記しておくべき授業とは何かを考えました。

当初被災者家族の発言としては、その事例の説明とその発生のメカニズムなどを具体的に話す必要を重要視し

ていました。しかし、学生にとりましては突然災害の専門的な事象や裁判内容には理解を閉ざす反応もあるように感じました。そこで、その後は、幅広い過労死発生のメカニズムを、業種を問わずに想定できるように話すことにしています。合わせて何を話したかを文章で学校に提出して、後々授業内容を誰にでも確認できるようにしております。

私は自らの裁判と地元静岡での裁判等の応援活動の中で、過酷な多くの過労死事例を知る事となりました。授業では、過労死の発生のメカニズムや、主な原因や回避の方法の模索などを話しております。通常の労働時間の

他に存在する時間外労働の概略や、危険な時間外労働時間が積み重なる状況を、簡単なシミュレーションなどを交えて話しております。いつの間にか100時間の時間外労働が積み重なる事がわかります。長時間時間外労働における仕事でのトラブルや自らの過労での失敗や、上司の叱責、破損事故、機械トラブルの発生の増加、その可能性についても増えていくことの危険も話しました。そのうえで過酷になっていく過重労働を自らの判断で止めることも大切だと、話すようにしております。

仕事の大切さや業務への没入からの疲労感の欠如も発

生します。そして、いったん災害が発生すると、思い入れとは異なり、労災認定でも裁判でもなかなか認定されない過酷な現状を伝え、災害発生時にその裁判を担う立場の家族の年齢にも触れ、認定の難しさや現状を伝えるようにしております。

新たな希望や社会の過労死防止の動きも伝え、過労死を免れて職場復帰や生還する人が出てくることにより、過酷な災害発生の現状や、生還できた自らの貴重な体験を話すことで職場や社会の変革につながる希望があることなども話しております。

【⑤愛知】県立刈谷東高校での授業

弁護士（愛知） 加計 奈美

2022年12月、私が担当した事件のご遺族の方と一緒に、県立刈谷東高校で過労死防止啓発授業を行いました。県立刈谷東高校は、夜間定時制のほか、昼間定時制がある高校です。そのため、アルバイト等、実際労働をしている生徒さんが多いのが特色です。今回、3年生と4年生の生徒さんを対象に授業を行いました。

私にとってもご遺族にとっても、これが初めての啓発授業で、高校へ向かう車中、「高校生にもなったらあんまり話聞いてくれないかも。」「途中で寝ちゃう子もいるかもね。』と、お互い心配しておりました。

授業は、体育館で行われ、大勢の生徒さんたちが出迎えてくれました。

まず、ご遺族の方が、ご主人が亡くなるまでの様子やこれまで労災と認められるまでの道のりなどを話してくださいました。私たちの心配は杞憂に終わり、皆さん、とても熱心に話に聞き入っていました。

その後、私の方が、労働に関する基本的な知識、労働者が自分を守るために知っておいてほしいルールを、○×のクイズ方式で出していました。

アルバイトをしている生徒さんが多く、また、卒業後、就職が決まっている生徒さんが多くいることもあって、皆さん、労働者を守るためのルールにとっても興味を持ってくれ、話を一生懸命聞いてくれました。また、本当に辛かったら仕事を辞める勇気も必要、自分の体より大切な仕事はないことも話しました。

後日、生徒の皆さんから感想をいただきましたが、私

の話した内容をほとんど覚えてくれている生徒さんが多かったのには大変驚きました。また、多くの生徒さんが、「自分の体よりも大切な仕事はないことを覚えておきます」と書いてくださっており、とても嬉しかったです。

感想文と一緒に、生徒さんが書いてくれた私の似顔絵まで頂き、とても晴れやかな気分になりました。

いつか、生徒さんたちが社会に出て、仕事がつらくなったときに、啓発授業のことを少しでも思い出してくれたらいいなと思っています。



生徒作成の似顔絵

【⑥大阪】 過労死防止啓発授業の講師を務めましょう

大阪過労死を考える家族の会 田村 和男

1 遺族としての体験・思いを話しました

私はこれまで約十回の啓発授業の講師を務めてきました。対象は高校生、専門学校生、大学生・大学院生です。なかでも一番多かったのは高校生対象の授業でした。授業の一コマ（約 50 分）、場合によっては 2 コマのものもありました。

弁護士先生と二人一組、私は遺族からの訴えの場として時間をいただき、1 回あたり 15～20 分ぐらいの持ち時間でした。弁護士先生からは過労死の全国的な実情、法的救済の道などをメインに話されました。

私は遺族として、家族を失った時の体験、裁判の経験、その後の過労死防止を訴えてきた道筋などを話し、今なお過労死は減るどころか深刻になっていることを訴えました。これから就職して社会に出る（すでにアルバイトなどで働いている人も）皆さんに知ってほしい、過労で苦しむことのないように備えてほしいとの思いを話したつもりです。

2 生徒はとても熱心に聞いてくれました

生徒の反応は、一言でいえば、例外なくとても熱心に耳を傾けてくれました。どれほど聞いてもらえるかの不

安はすぐに吹き飛びました。あらためて、生徒の皆さんに感謝しています。過労死の言葉はほぼ全員が知っており、おぼろげながらもその重大さを予感している、将来自分たちにも降りかかってくるのではないかとの不安を私は感じました。

生徒にとっては、過労死遺族の話聞くのも初めて、弁護士からの労働法制についての説明も初めてなのでしょう。でも、今日の体験が自分たちの未来と結びついていることを感じていただけたと思います。

3 家族会会員が話すことの大切さ

啓発授業の意義はとても大きいと思います。リアルで、時間に余裕があれば質疑応答も含めて、直接に話すことの意義は想像以上です。

過労死家族の会員が話すことの大切さを実感します。上手に話す必要はありません。みんなの目を見つめて、出来れば大きな声で、はっきりと話すだけで十分です。次の世代の方に体験を引き継いでほしい、その場として啓発授業にできるだけ多くの家族の会会員が講師として参加されるように呼びかけます。

【⑦大阪】 啓発授業の報告

大阪過労死を考える家族の会 原田 広美

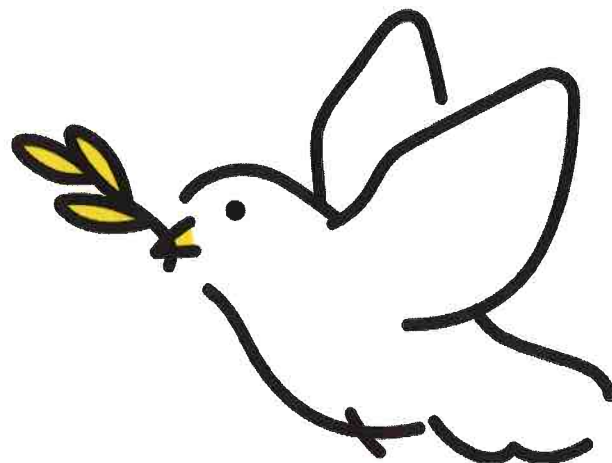
2022 年 9 月、大阪府立堺東高校にて開催された啓発授業で、遺族からの体験談を話す機会をいただきました。

対象者は高校 3 年生でした。高校生の皆さんにどのようにお伝えするべきか、死や自死というデリケートな言葉を出してもよいのかと悩みながら、お伝えする内容を考えました。最終的には、私たち家族が経験したことをありのままを話すことが一番伝わるのではないかという結論に至りました。なぜそのように考えたかという、私にも同世代の子供がおり、子供たちにも同じように父親に起きたことをありのまま伝えるように接してきたからです。私の夫は 2016 年 5 月に過労自死で亡くなりま

した。子供たちは 18 歳、14 歳でした。夫は何よりも子供たちのことを大切に思い、成長を楽しみしていました。子供たちにとっては、優しく、まじめに働く父親の存在は大きいものでした。しかし、子供たちは、突然父親を亡くす経験をしてしまいました。そのような状況においても、子供たちには父親に起きたことをすべて伝えて、辛い経験を乗り越えてきました。ありのまま起きたことを、丁寧に伝えることは、それを聴く対象者にもきちんと伝わるという経験をしました。だからこそ、初めてお会いする高校生の皆さんにもそのように接しようと考えました。

私は夫が亡くなるまでは、過労死や自死の報道を見ても他人事のように思っていました。しかし、夫が亡くなったからは、どこにでも、誰にでも起きることだと考えが変わりました。だから、体験談の冒頭には、テレビのニュースで報道されている事故や事件は特別なことではなく、自分たちや近い存在に起きてもおかしくないということを伝えました。私は、夫にとって一番近い存在であったのに、夫がどれほど思い悩んでいたのか気づくことができませんでした。この自責の念はいつまでたっても消えることはありません。過労死は、亡くなった夫も残された家族もみんな辛い思いをさせていただきます。このような辛い経験をすることがないように、周囲の人に関心を持ち、気づきを促すことが大切だと考えています。だからこそ、啓発授業では、過労死が特別なことではないとお伝えし、自分たちの友人、家族、自分自身に何か辛い感情を抱えたとき、気づける人になって欲しいと願いを込めました。

たくさんの夢と希望を抱えた高校生の皆さんの前で、私たち家族の経験を話す機会をいただき、ありがとうございました。



編集後記

今号も、全国の皆様から、大変お忙しい中、原稿をお寄せいただきました。各地で工夫を凝らした啓発シンポジウムが実施されたこと、啓発授業の取組みが広がっていることが実感できました。私は啓発授業を担当させていただく機会が比較的多いですが、全国の皆様の報告からいつもヒントをいただいております。

使用者からの（労災への）異議申立て、労災認定基準の改定、教員や自動車運転者の長時間労働など、情勢は落ち着きませんが、引き続き、皆様とともに全国の活動を盛り上げていければと思います。

弁護士（大阪） 清水 亮宏